

# 請願・陳情参考資料

平成 22 年 9 月 15 日

総務部



請願（新規）

政策法務課

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-24 (H22.9.13)	総 務	県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化について  鳥取市富安2-159 鳥取県行政書士会 会 長 有 田 敬	行政書士法により設けられた士業である行政書士制度の趣旨を踏まえ、県の窓口において申請文書等の適正な取扱がなされるよう、県の各機関に対して文書で要請・周知するとともに、行政書士制度広報月間である10月に、行政書士制度の周知のためのポスターの掲示を行う等、制度の周知に努めている。  また、行政書士会が行われている無料相談会等の周知を新聞等で行うことにより、行政書士の果たしている役割等について県民の皆様にご認識を深めていただくための支援も行っている。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-22 (H22.9.10)	総 務	<p>日本軍「慰安婦」問題の解決を 求める意見書の提出について</p> <p>鳥取市田島454-4 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内淳子</p> <p>鳥取市岩坪915 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 鳥取県本部女性委員会 代表 美甘美智子</p> <p>鳥取市幸町151 部落解放同盟鳥取県連女性部 部長 山田きよみ</p> <p>東伯郡三朝町三朝586-1 I女性会議鳥取県部 議長 知久馬二三子</p> <p>米子市博労町3-90 鳥取県民主商工連合会婦人部協議会 会長 西田美津子</p>	<p>○ 日本政府は、平成3年12月以降に調査を行い、平成5年の河野洋平官房長官談話において、この問題は当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、心からのお詫びと反省の気持ちを表明し、以後、機会あるごとに元慰安婦の方々に対するお詫びと反省の気持ちを表明している。</p> <p>○ また、日本政府の全額負担により、平成7年に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」が設立され、元慰安婦の方々に対する償いの事業が行われてきた。 (事業終了に伴い、平成18年度をもって解散)</p> <p>【償い事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民からの募金による「償い金」</li> <li>・政府予算からの医療・福祉支援事業</li> <li>・内閣総理大臣のお詫びの手紙 等</li> </ul> <p>○ 民主党の政策集INDEX2009では、「慰安婦問題等に引き続き取り組みます」と記載されている。</p>